第九十条第１項中「二輪自動車、側車付二輪自動車」を「側車付二輪自動車」に改め、同条第２項中「前項の自動車」を「二輪自動車及び前項の自動車」に改め、同条第三項中「前項」を「前２項」に改め、同項を第四項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３　二輪自動車に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、保安基準第10条の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　保安基準第10条各号に掲げる装置は、協定規則第60号の技術的な要件に定める基準に適合すること。

二　第168条の表４の識別対象装置欄に掲げる装置を備える場合にあっては、前号に定める操作装置の配置、識別表示等を妨げないものとして、協定規則第60号の技術的な要件に定める基準に適合すること。

第九十一条第１項中「次の各号」を「次項及び第３項」に改め、同項各号を削り、同条第三項を第五項とし、第２項を第四項とし、同条第１項の次に次の２項を加える。

２　自動車（次項の自動車を除く。）のかじ取装置は、協定規則第79号の技術的な要件に適合するものでなければならない。この場合において、次の各号に掲げるかじ取装置であってその機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、協定規則第79号の技術的な要件に適合するものとする。

一　指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたかじ取装置

二　法第75条の２第１項の規定に基づきかじ取装置について型式の指定を受けた自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたかじ取装置又はこれに準ずる性能を有するかじ取装置

３　二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車のかじ取装置は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　自動車のかじ取装置は、堅ろうで安全な運行を確保できるものであること。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。

イ　ナックル・アーム、タイロッド、ドラッグ・リンク又はセクタ・アーム等のかじ取リンクに損傷があるもの

ロ　イに掲げる各部の取付部に、著しいがた又は割ピンの脱落があるもの

ハ　かじ取ハンドルに著しいがたがあるもの又は取付部に緩みがあるもの

ニ　給油を必要とする箇所に所要の給油がなされていないもの

ホ　かじ取フォークに損傷があるもの

ヘ　ギヤ・ボックスに著しい油漏れがあるもの又は取付部に緩みがあるもの

ト　かじ取装置のダスト・ブーツに損傷があるもの

チ　パワ・ステアリング装置に著しい油漏れがあるもの又は取付部に緩みがあるもの

リ　パワ・ステアリング装置のベルトに著しい緩み又は損傷があるもの

ヌ　溶接、肉盛又は加熱加工等の修理を行った部品を使用しているもの

ル　四輪以上の自動車のかじ取車輪をサイドスリップ・テスタを用いて計測した場合の横すべり量が、走行１ｍについて５㎜を超えるもの。ただし、その輪数が四輪以上の自動車のかじ取り車輪をサイドスリップ・テスタを用いて計測した場合に、その横滑り量が、指定自動車等の自動車製作者等（自動車を製作することを業とする者又はその者から当該自動車を購入する契約を締結している者であって当該自動車を本邦に輸出することを業とするものをいう。）がかじ取装置について安全な運行を確保できるものとして指定する横滑り量の範囲内にある場合にあっては、この限りでない。

二　かじ取装置は、運転者が定位置において容易に、かつ、確実に操作できるものであること。この場合において、パワ・ステアリングを装着していない自動車（最高速度が20㎞／ｈ未満の自動車を除く。）であって、かじ取車輪の輪荷重の総和が4,700㎏以上であるものはこの基準に適合しないものとする。

三　かじ取装置は、かじ取時に車枠、フェンダ等自動車の他の部分と接触しないこと。

四　かじ取ハンドルの回転角度とかじ取り車輪のかじ取角度との関係は、左右について著しい相異がないこと。

五　かじ取ハンドルの操舵力は、左右について著しい相異がないこと。

第九十八条第四項第１号中「流失」を「流出」に改め、同項第11号中「同規則第２改訂版補足第４改訂版」を「同規則第２改訂版補足第５改訂版」に改める。

第九十九条第三項第11号中「同規則改訂版補足改訂版」を「同規則第２改訂版補足改訂版」に改め、同項第十１号及び同条第四項中「同規則第２改訂版」を「同規則第２改訂版補足改訂版」に改める。

第百六条第七項の表中「同規則第８改訂版補足改訂版」を「同規則第８改訂版補足第２改訂版」に改める。

第百八条第五項中「協定規則第14号第７改訂版補足第４改訂版」を「協定規則第14号第７改訂版補足第５改訂版」に、「同規則第７改訂版補足第４改訂版」を「同規則第７改訂版補足第５改訂版」に改める。

第百十条第１項中「同規則第７改訂版補足第４改訂版」を「同規則第７改訂版補足第５改訂版」に改める。

第百十七条第１項中「窓ガラスの安全ガラス等」を「自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度25㎞/ｈ以下の自動車を除く。）の窓ガラスの安全ガラス等」に、「大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、最高速度20㎞/ｈ未満の自動車及び被牽引自動車」を「最高速度40㎞/ｈ未満の自動車」に、「別添37「窓ガラスの技術基準」」を「協定規則第43号の技術的な要件（同規則改訂版補足第２改訂版の規則6.から8.まで及び附則21（3.2.項及び4.2.項を除く。）に限る。）」に改め、第四項第11号ヲ中「乗車定員10人以下の自動車（以下本条において「乗用自動車」という。）」を「乗車定員９人以下の自動車」に、「車両中心線と平行な鉛直面上のガラス開口部の実長の20％以内の範囲にはり付ける」を「車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の20％以内の範囲又は前面ガラスの下縁であって車両中心面と平行な面上のガラス開口部から150㎜以内の範囲にはり付けられた」に改め、「別添37「窓ガラスの技術基準」2.9.に規定する」を削り、「別添37「窓ガラスの技術基準」2.8.に規定する前面ガラスの試験領域Ｂ（以下「試験領域Ｂ」という。）及び試験領域Ｂを前面ガラスの水平方向に拡大した領域以外の範囲」を「試験領域Ｂ及び試験領域Ｂを前面ガラスの水平方向に拡大した領域以外の範囲」に改め、同号ロ中「乗用自動車以外の自動車にあっては、次の⑴又は⑵に掲げる範囲にはり付けられたものであること。ただし、前面ガラスの上縁であって、車両中心線と平行な鉛直面上のガラス開口部の実長の20％以内の範囲にはり付ける場合にあってはこの限りでない。」を「専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5ｔ以下の自動車以外の自動車にあっては、次の⑴又は⑵に掲げる範囲にはり付けられ、又は埋め込まれたものであること。」に改め、「別添37「窓ガラスの技術基準」2.9.に規定する」及び「別添37「窓ガラスの技術基準」2.8.に規定する前面ガラスの」を削り、同号ロをハとし、同号イの次に次を加える。

ロ　貨物の運送の用に供する車両総重量3.5ｔ以下の自動車にあっては、次の⑴又は⑵に掲げる範囲にはり付けられたものであること。ただし、前面ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の20％以内の範囲又は前面ガラスの下縁であって車両中心面と平行な面上のガラス開口部から150㎜以内の範囲にはり付けられた場合にあっては、この限りでない。

⑴　運転者席の運転者が、V_1点又はＯ点から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲

⑵　試験領域Ｂ及び試験領域Ｂを前面ガラスの水平方向に拡大した領域以外の範囲又は試験領域Ⅰ及び試験領域Ⅰを前面ガラスの水平方向に拡大した領域以外の範囲